

令和 2 年 2 月 藤 枝 市 議 会
定 例 会 議 案

令和 2 年 2 月 1 9 日
藤 枝 市 長

目 次

議案番号	議案名	頁
第 1 号 議 案	令和 2 年度藤枝市一般会計予算	別冊
第 2 号 議 案	令和 2 年度藤枝市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
第 3 号 議 案	令和 2 年度藤枝市土地取得特別会計予算	別冊
第 4 号 議 案	令和 2 年度藤枝市駐車場事業特別会計予算	別冊
第 5 号 議 案	令和 2 年度藤枝市介護保険特別会計予算	別冊
第 6 号 議 案	令和 2 年度藤枝市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
第 7 号 議 案	令和 2 年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計予算	別冊
第 8 号 議 案	令和 2 年度藤枝市病院事業会計予算	別冊
第 9 号 議 案	令和 2 年度藤枝市水道事業会計予算	別冊
第 1 0 号 議 案	令和 2 年度藤枝市下水道事業会計予算	別冊
第 1 1 号 議 案	令和元年度藤枝市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
第 1 2 号 議 案	令和元年度藤枝市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 1 3 号 議 案	令和元年度藤枝市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 1 4 号 議 案	令和元年度藤枝市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 1 5 号 議 案	令和元年度藤枝市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 1 6 号 議 案	令和元年度藤枝市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 1 7 号 議 案	令和元年度藤枝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 1 8 号 議 案	令和元年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 1 9 号 議 案	令和元年度藤枝市病院事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 2 0 号 議 案	藤枝市公告式条例の一部を改正する条例	1
第 2 1 号 議 案	藤枝市議会議員及び藤枝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	2
第 2 2 号 議 案	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	3
第 2 3 号 議 案	藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	4
第 2 4 号 議 案	藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例	6
第 2 5 号 議 案	藤枝市印鑑条例の一部を改正する条例	7

第 2 6 号議案	藤枝市民会館条例の一部を改正する条例	8
第 2 7 号議案	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	9
第 2 8 号議案	藤枝市れんげじスマイルホール条例の一部を改正する条例	10
第 2 9 号議案	藤枝市森林環境基金条例	12
第 3 0 号議案	藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	13
第 3 1 号議案	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	18
第 3 2 号議案	旧岡部町奨学金貸与条例の規定に基づく奨学金の経過措置に関する条例を廃止する条例	19
第 3 3 号議案	市道路線の廃止について	20
第 3 4 号議案	市道路線の認定について	21

藤枝市公告式条例の一部を改正する条例

藤枝市公告式条例（昭和29年藤枝市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「年月日」の次に「及び条例番号」を加える。

第3条を削る。

第4条の見出しを「(規則の公布及び規程の公表)」に改め、同条第1項中「除くほか、」を「公布しようとするとき、又は」に、「公表の旨」を「公布又は公表の旨」に改め、「、年月日」の次に「、番号」を加え、「おさなければならない」を「押さなければならない」に改め、同条第2項中「第2条第2項」を「前条第2項」に、「規程」を「規則又は規程」に改め、同条を第3条とする。

第5条の見出し中「その他規則」を「市の機関の定める規則」に改め、同条第1項前段中「第2条」を「前条」に改め、「その他市の機関の定める規則」の次に「及び市の機関の定める規程」を加え、同項後段中「第2条中「市長」とあるは「当該機関又は当該機関を代表する者」」を「同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関の名称（当該機関を代表する者を置く場合にあつては、当該機関の名称及び代表する者の名）」と、「市長印」とあるのは「当該機関印（当該機関を代表する者を置く場合にあつては、当該機関を代表する者の印）」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 1 号議案

藤枝市議会議員及び藤枝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市議会議員及び藤枝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 9 年藤枝市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 4 1 条第 8 項」の次に「、第 1 4 2 条第 1 1 項」を加え、「並びに法第 1 4 3 条第 1 項第 5 号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成並びに法第 1 4 2 条第 1 1 項の規定に基づき藤枝市長の選挙における同条第 1 項第 6 号の選挙運動用ビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）」を「、法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第 1 4 3 条第 1 項第 5 号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）」に改める。

第 9 条中「当り」を「当たり」に改める。

第 1 1 条中「藤枝市長選挙における」を削る。

第 1 3 条中「当り」を「当たり」に改め、「当該候補者を通じて、」の次に「選挙の区分に応じ」を加える。

第 1 4 条中「当該作成枚数が、」の次に「選挙の区分に応じ」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の藤枝市議会議員及び藤枝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を
改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年藤枝市
条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実
施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した
事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和62年藤枝市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「感染症防疫作業手当」の次に「及び防疫等作業手当」を加え、同条に次の1項を加える。

4 防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他規則で定める家畜伝染病に限る。以下「家畜伝染病」という。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。
- (2) 職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業を除く。）で規則で定めるものに従事したとき。

別表中

「

保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業手当	患家1戸につき 1,000円
----------------------	-----------	----------------

」

を

「

保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業手当	患家1戸につき 1,000円
	防疫等作業手当	第3条第4項第1号の作業 作業に従事した日1日につき 380円 ただし、著しく危険であるとして規則で定める作業に従事した場合には、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額

		第3条第 4項第2 号の作業	作業に従事した日1日につき 290円
--	--	----------------------	--------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和元年10月7日から適用する。

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例（平成12年藤枝市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「現金又は納付書によりこれを」を削る。

別表の第9の部(3)の表中「省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市印鑑条例の一部を改正する条例

藤枝市印鑑条例（昭和52年藤枝市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 5 条第 3 項中「記載」の次に「(法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を加える。

第 6 条第 4 号中「(法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削る。

第 1 5 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 第 2 条第 2 項第 2 号に規定する者になったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市民会館条例の一部を改正する条例

藤枝市民会館条例（昭和44年藤枝市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表(3)付帯設備の部舞台の款映写機 1 6 mmの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤枝市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセント」を「無利子」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 2 項中「償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、」を削り、同条第 3 項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 1 3 条、第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 1 2 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 1 4 条及び第 1 5 条第 1 項の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

藤枝市れんげじスマイルホール条例の一部を改正する条例

藤枝市れんげじスマイルホール条例（平成28年藤枝市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市長が特に必要があると認めるときは」を「第18条の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」に改める。

第4条ただし書中「市長は、特に必要があると認めるときは」を「指定管理者は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」に改める。

第6条から第8条まで及び第9条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改める。

第11条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条中「行為者は」の次に「、指定管理者に対し」を加え、「使用料を」を「利用料金（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を使用許可を受けた際に」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者が特に納期を定めたときは、この限りでない。

第11条に次の3項を加える。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改める。

第17条を第19条とする。

第16条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理による管理）

第18条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき法人その他の団体で市長が指定するものにスマイルホールの管理に関する業務を行わせることができる。

- 2 前項の規定により行う指定管理者の管理に関する業務は、次のとおりとする。
 - (1) スマイルホールの使用の許可に関する業務
 - (2) スポーツを通じた子育てと健康づくりを支援する事業等の企画及び実施に関

する業務

- (3) スマイルホールの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

第15条を第16条とする。

第14条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第15条とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における使用料の取扱い)

第14条 行為者は、指定管理者が法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は管理の業務の全部の停止を命じられたときは、第11条第2項の規定により定められた額をスマイルホールの使用料として市に納めなければならない。

別表第2中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の藤枝市れんげじスマイルホール条例（次項において「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、この条例による改正後の藤枝市れんげじスマイルホール条例（次項において「新条例」という。）の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

藤枝市森林環境基金条例

(設置)

第 1 条 藤枝市の森林の保全及び整備、人材育成並びに木材利用の促進に要する経費の財源に充てるため、藤枝市森林環境基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例（平成6年藤枝市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 駅南地区計画区域の項中「平成25年藤枝市告示第8号により地区整備計画が定められた区域」を「令和2年藤枝市告示第 号により地区整備計画が定められた区域」に改める。

別表第2 青木地区計画区域の部A地区の項中「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」を「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」に改め、同部D地区の項中「劇場、映画館、演芸場又は観覧場」を「劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもので政令第130条の7の3で定めるもの」に改め、同部E地区の項中「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」を「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」に改め、同表水守地区計画区域の部中「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する建築物」を「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」に改める。

別表第2 駅南地区計画区域の部を次のように改める。

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)
地区	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の遮蔽率の最高限度	建築物の面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度	外壁の後退距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	建築物の各部の高さ
A2地区	—	350% (ただし、公会堂、集会場	200%	80%	1,000平方メートル	—	道路境界線までの距離	(1) 高さ が4メートルを超える部分 (2) 地盤	—

		及び図書館の用に供する部分を備える建築物で、その部分の床面積が2,000平方メートル以上の場合は、400%)				2メートル	面下の部分			
A3地区	—	500% (ただし、日常的に開放され、歩行者が自由に通行又は利用できる通路、広場そ	300%	70%	A2地区の項と同じ。	—	A2地区の項と同じ。	(1) 高さ が4メートルを超える部分 (2) 地盤 面下の部分 (3) 特定 行政庁が 建築審査 会の同意 を得て許 可した歩	—	—

		<p>の他にこれらに類するもの（壁面の位置の制限に係る部分を除く。）の面積の合計が敷地面積の10%以上の場合は、600%）</p>						<p>廊の柱その他これに類するもの</p>	
A4	次に掲げる建築物	—	—	—	—	—	—	—	—
地区	<p>劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ若しくは客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営む施設又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、勝舟投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場に供する</p>								

	建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの								
F 地 区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 観覧場 (2) 体育館 (3) 前 2 号に附属する建築物					平成 9 年 藤枝 市告 示第 39 号 の計 画図 に表 示さ れて いる 道路 境界 線ま での 距離 4 メ ートル	地盤面 下の 建築物 の部分		

別表第 2 横内・三輪地区計画区域の部中「劇場、映画館、演芸場又は観覧場」を「劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの

で政令第130条の7の3で定めるもの」に、「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」を「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」に改め、同表駅前一丁目8街区地区計画区域の部中「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」を「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(藤枝市監査委員に関する条例の一部改正)

第 1 条 藤枝市監査委員に関する条例（昭和42年藤枝市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 2 4 3 条の 2」を「第 2 4 3 条の 2 の 2」に改める。

(藤枝市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 藤枝市病院事業の設置等に関する条例（昭和47年藤枝市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(藤枝市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 藤枝市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年藤枝市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

旧岡部町奨学金貸与条例の規定に基づく奨学金の経過措置に関する条例
を廃止する条例

旧岡部町奨学金貸与条例の規定に基づく奨学金の経過措置に関する条例（平成20年藤枝市条例第43号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり廃止する。

路線番号	路線名	区間
10200	1地区200号線	平島檜田301番1地先 平島檜田301番1地先
60213	6地区213号線	茶町二丁目971番17地先 茶町二丁目1141番15地先

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	区間
9632	歩専32号線	下青島162番1地先 下青島163番25地先
10200	1地区200号線	平島301番1地先 平島301番1地先
20370	2地区370号線	小石川町四丁目600番34地先 小石川町四丁目600番43地先
20371	2地区371号線	小石川町四丁目597番3地先 小石川町四丁目597番11地先
20372	2地区372号線	田沼四丁目2547番7地先 田沼四丁目2543番14地先
30378	3地区378号線	前島三丁目2725番10地先 前島三丁目2727番2地先
40431	4地区431号線	瀬戸新屋31番1地先 瀬戸新屋1番22地先
40432	4地区432号線	瀬戸新屋3番11地先 瀬戸新屋1番32地先
40433	4地区433号線	下青島163番15地先 瀬戸新屋16番3地先
40434	4地区434号線	下青島163番29地先 下青島163番24地先
60213	6地区213号線	茶町二丁目1141番15地先 茶町二丁目971番7地先

令和 2 年 2 月 藤 枝 市 議 会 定 例 会

議案提案理由書（第 2 0 号議案～第 3 4 号議案）

第 2 0 号議案

行政事務の簡素化及び効率化を図るため、市長、議長その他の市の機関が定める規則等を公布するための署名を、記名押印に変える改正を行うものであります。

第 2 1 号議案

公職選挙法の改正により、市の議会の議員の選挙運動においても、選挙運動用のビラ頒布が解禁されたことに伴い、その公費負担について定めるほか、字句の整理を行うものであります。

第 2 2 号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の令和 2 年 4 月 1 日の施行に伴い、同法による改正後の地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する職員の補償基礎額に係る所要の改正をするものであります。

第 2 3 号議案

人事院規則の改正に伴い、国家公務員に支給されることとされた口蹄疫や豚熱等の家畜伝染病のまん延を防止する作業への特殊勤務手当を、国家公務員に準じて本市職員にも支給するものであります。

第 2 4 号議案

市民の利便性の向上を図るため、キャッシュレス決済など多様な手数料の徴収に対応するための改正を行うとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、簡易な建築物エネルギー消費性能評価方法が追加されたため、当該事務に係る手数料を新たに定めるものであります。

第 2 5 号 議 案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うとともに字句等の整理を行うものであります。

第 2 6 号 議 案

市民会館の付帯設備のうち、使用ができなくなった備品を廃止するため所要の改正を行うものであります。

第 2 7 号 議 案

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、被災者の要望にあった貸付けができるように災害援護資金の貸付金利の無利子化を図るとともに、その償還方法について、月賦償還を加えるなどの改正を行うものであります。

第 2 8 号 議 案

れんげじスマイルホールの管理運営について、令和 3 年度からの指定管理者制度の導入に向け、所要の改正を行うものであります。

第 2 9 号 議 案

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、本年度から各市町に配分される森林環境譲与税について、後年において継続的かつ計画的に活用できるよう基金条例を創設するものです。

第 3 0 号 議 案

志太広域都市計画地区計画の都市計画変更に伴い、建築物の用途の制限に係る事項等について改正を行うものであります。

第 3 1 号 議 案

地方自治法等の一部を改正する法律の令和 2 年 4 月 1 日の施行に伴い、

条ずれが生じる地方自治法を引用している3本の条例について、所要の改正を行うものであります。

第32号議案

旧岡部町奨学金貸与条例に基づき貸与した奨学金が、本年度に完済されたため本条例を廃止するものであります。

第33号議案

平島及び茶町二丁目地内の土地利用に伴い、起終点の変更により路線を廃止するものであります。

第34号議案

開発行為等に伴い、新たに路線を認定するものであります。